平成２８年（フ）第８４号
山口市松美町３―75、住民票上の住所山口県防府市大字牟礼475番地の１
債務者　前山　貴志
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５８号
相模原市緑区上九沢253番地１　クレスト101、開始決定時の住所相模原市緑区上九沢392番地17
破産者　西川　明里（旧姓好川）
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１５号
鹿児島県鹿屋市吾平町麓506番地
破産者　小牧　**廣**人
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第６３０号
札幌市北区篠路町篠路372番地68
破産者　田中俊一郎
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７４号
名古屋市守山区金屋１丁目12番11号　一幸ハイム102号
破産者　石川　哲三
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６６９号
堺市北区百舌鳥赤畑町２丁68番地
破産者　金正　康次
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
堺市堺区材木町東４丁２番７号
破産者　保田　敏雄
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３４６号
京都府八幡市八幡広門74番地　レオパレスヴィラージュロータス107号、破産手続開始決定時の住所奈良市大安寺６丁目８番28―101号
破産者　玉置　博陸
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１０号
北海道苫小牧市北栄町１丁目13番17号コーポドリームＣ号、開始決定時の住所北海道苫小牧市拓勇東町１丁目５番12号
破産者　長澤　英明
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第３５号
北海道苫小牧市明徳町２丁目27番16号
破産者　白岩　勝也
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第３２７号
盛岡市みたけ３丁目21番23号　ピュアハウス202号
破産者　下田　知明
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第８３号
新潟県柏崎市西本町３丁目７番１号
破産者　阿部　達夫
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９２号
大津市皇子が丘２丁目４番３―1405号
破産者　服部　　章
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５５８号
熊本市北区西梶尾町593番地１　プレジール松岡Ｂ101、前住所熊本市北区龍田陳内２丁目12番９号
破産者　津田志乃布
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４２４号
大分市大字松岡8461番地の２（オーチャード・アレ303)、開始決定時の住所大分市明野北４丁目５番25―302号（エルーセラ東明野）
破産者　衞藤　　力
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５４号
宮崎県西都市大字右松1907番地１　コアコートファミールＢ　Ｂ202号、開始決定時の住所宮崎県西都市大字鹿野田12228番地
破産者　野上　裕志
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係